

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

準備書面(11)

2026(令和8)年3月13日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子

同 中 島 哲

同 山 田 佳 以

同 吉 田 玲 英

同 橋 本 祐 樹

同 神 坂 正 美

同 氷見谷 馨

第1 本書面の目的

本書面は、被告恵庭市準備書面（9）について、必要な範囲で、指摘及び反論を行うことを目的とする書面である。

なお、略称等は従前の例による。

第2 「2 原告らが主張する被告恵庭市に対する請求根拠の整理」について

1 「(1) 平成29年1月27日の作為」について

(1) 被告恵庭市の整理が、原告らが「虐待疑い案件としての取扱拒否」と「積極的な虐待の隠蔽」とを並列に扱っているという趣旨であればそれは正確ではない。

(2) 本件においては、原告は、被告恵庭市が

ア 年金搾取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識しながら、e-ふらっとが、障がい者虐待防止センター事業として、「虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言に関する業務」（乙C1・13枚目）を行うことを拒否した（虐待疑い案件としての取扱拒否）ことと、
イ さらに、それだけでなく、被告恵庭市は、虐待調査を行おうとしたe-ふらっとに対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し向け、積極的に虐待の隠蔽を図ったこと

を明確に区別して主張している（使用者虐待について原告ら準備書面(2)24～25頁、51頁。養護者虐待について原告ら準備書面(4)35頁）。

(3) つまり、被告恵庭市の職員が、

ア 2017（平成29）年1月27日に、e-ふらっとのa管理者が、被告恵庭市障がい福祉課の乙主査に対し、「劣悪な環境に住んでいるということや金銭搾取といった話も出ており、e-ふらっととしては虐待としても見過ごすことが出来ないケースであることを伝えた上で、状況と市とし

て今回の対応で良いのかどうかを確認した。」(原告ら準備書面(2)「第2」第8項(3)ア〔14頁〕)ところ、乙主査が、「障がい福祉課だけでなく、市としてことを荒立てずに支援していくという方針が立てられた」という説明をしたこと(同項(3)エ〔14頁〕)と、

イ 同年2月8日に、e-ふらっとのb相談員が、「それでも虐待通報はできる」と発言したのに対し、被告恵庭市障がい福祉課の甲主査が、「何の根拠があってそのようなことが言えるのか?・・・」と強い口調で言ったこと(原告ら準備書面(2)「第2」第9項(4)ウ〔19頁〕)

ウ これらが、虐待疑い案件としての取扱拒否にあたる(原告ら準備書面(6)「第4」第2項(1)イ〔10～11頁〕)。

(4) そして、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し向けたことが積極的な虐待の隠蔽にあたるのである。

2 「(3) 知的障害者福祉法上の職親制度を適用しなかった権限不行使」

及び「(4) X牧場関係者による強制労働等への加担」について

特に要約自体を争うものではないが、その内容は準備書面(5)に記載したとおりであるので、改めてご確認頂きたい。

第3 「3『平成29年1月27日の作為』と根拠とする請求について」について

1 (1)について

(1) まず、本件の事実経過については、原告ら準備書面(2)「第2」(3～20頁)に、証拠を引用しながら詳細に記載してあるとおりである。

是非、再読頂きたい。

(2) そして、被告恵庭市準備書面(9)第3項(1)オの内容は明らかに事実と異なっている。

ア 原告ら準備書面(2)「第2」第3項及び第4項(7～10頁)で指摘した

とおり、被告恵庭市は、2016（平成28）年10月上旬、調査担当者を丙職員として、原告らについて、療育手帳（知的障害者用の障害者手帳）の新規取得を目的として、亡牧場経営者X宅で原告ら及び亡牧場経営者Xから聞き取り調査を行っている（甲20～甲22、それぞれの4頁最下段参照）。

そして、同13日には、被告恵庭市は、北海道立心身障害者総合相談所長宛てに、原告ら3名について、療育手帳の可否判定のための判定依頼書及び詳細な記載がなされた判定依頼調査書を発送しているのである（甲20～甲22）。

イ 被告恵庭市の要約は、この期間の事実を意図的に無視していると言わざるを得ない。

(3) また、第3項(1)キの内容も、重要な事実が記載されていない。

ア このとき、甲主査は、虐待のような状況があるかもしれないという懸念を持ち、生活や環境などの状況をしっかりと把握する必要があると考えた（乙C5・11頁第4段落）。

イ 次に、丙職員は、年金の管理状況については、亡牧場経営者Xに聞いてはみたが、通帳を見るとか残金などは明確に確認できなかった（乙C6・4頁丙職員第5発言）。

これは、丙職員の経験上、他の職親の●●氏や●●氏に過去に尋ねたときは、残金など把握しており教えてもらっていた（乙C6・4頁丙職員第5発言）こととの対比で特異なことであった。

(4) また、第3項(1)クの内容も、重要な事実が記載されていない。

ア このときの、療育手帳取得に係る顛末書（乙C16）には、次のような記載がある。

「亡牧場経営者X氏の話

畑があれば3人の仕事もあるし、手放す必要はない。

施設等については当面必要がないと考えている。

(牧場を閉鎖し、仕事がなくなったという相談では?)

牧場は閉鎖したが、畑がある。しばらくは3人と暮らしていくつもりである」

「担当者所感

亡牧場経営者X氏の話は当初の相談と変容している。詳細は不明であるが、現状から新しく畑作への転換は困難ではないかと思われるが、亡牧場経営者X氏の態度は頑なであった。

3人の障害者の年金の管理についても不明な状況であり、今後の確認を要する。」

イ 被告恵庭市の担当者も、亡牧場経営者X氏の対応に不審な点を感じ、今後の確認が必要だと認識していたのである。

(5) さらに、第3項(1)ケの内容も、重要な事実が記載されていない。

ア 被告恵庭市の乙主査は、平成29年1月26日のe-ふらっととの間の電話において、「本人達の状況としては、母屋ではなくプレハブに住まわされているなど劣悪な環境で、さらに年金などの金銭的搾取も疑われるため、市としては早めに介入していきたいと考えている。」と述べているのである(甲17・8頁)。

イ このやりとりについて、乙主査は、被告恵庭市の調査委員会の聞き取りに対し、「これはe-ふらっと側に残っていた記録なので、内容は違うかもしれないが実際にあったことだと思う。」と述べている(乙C5・2頁乙主査第5発言第1段落)。

また、乙主査は、「平成28年12月に障がい福祉課の支援担当二人が亡牧場経営者X氏を訪問した際に、障がい者3名の住居がプレハブで、きれいな環境ではないことを聞いていたので、そのような状況であれば、虐待はないだろうか、もし虐待があるとしたらどの種類にあたる虐待かと考

えることはごく一般的」(乙C5・2頁下から3行目～3頁1行目)と述べているほか、「障がい者支援の担当者として、平成28年12月に当時の甲主査、丙さんが亡牧場経営者X氏を訪問した話を聞いて、虐待の可能性を考えるのは当たり前のことである」(乙C5・3頁乙主査第3発言)とも述べている。

(6) 加えて、第3項(1)サの内容も適切ではない。

ア まず、被告恵庭市は「本来のテーマであった4月の送迎のことを棚に上げて」と主張するが、被告恵庭市の障がい福祉課と委託相談支援事業所であるe-ふらっとが障害者のことについて意見交換しているのであるから、本来のテーマは当該障害者の権利擁護に何が資するかということであって、送迎のみがテーマであるはずもない。

イ また、被告恵庭市は明示していないが、原告が被告恵庭市としての違法な作為として問題としているこのとき乙主査の発言は、「これはあくまでも市としてオープンにしている話ではないこと、e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず市単独で扱っていく」との発言である(甲17・11頁下から3行目～下から2行目)。

2 (2)について

(1) イにおいて、被告恵庭市は、「虐待調査に至る契機など全く存在しなかった。」と主張する。

しかし、被告恵庭市の乙主査は、平成28年7月8日の亡牧場経営者Xとのやり取りのあと、育恵会のW副会長に電話をしており、その電話の中で、乙主査は、W副会長から、「原告Bは、頭が良く、親方から牛舎を一人で任せられる程であったようだが、噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間を寝泊りしているの、足が凍傷になっていると聞いている」という話を聞いたのである(乙C21・2頁第3段落)。

この話の内容に、「虐待調査に至る契機など全く存在しなかった。」とす

るのは、受け止めとして異常だと言わざるを得ない。

- (2) 次に、ウにおいて、被告恵庭市は、平成27年12月27日の原告らと接触時に認識した事実について、「このような事実のみで虐待を疑うことなどできず」とも主張する。

しかし、甲主査は、被告恵庭市の調査委員会による聞き取りに対し、「この時の家庭訪問で、初めてX牧場の家屋などの状況や、障がい者3名のやや薄汚れた身なりや、住居としているスーパーハウスの外観を実際に見て、虐待のような状況があるかもしれないという懸念を持ち、生活や環境などの状況をしっかりと把握する必要があるなど思った」と明確に述べているのである（乙C5・11頁第4段落）。

この乙C第5号証は、被告恵庭市自身による調査委員会の聞き取り内容をまとめたうえで市長決裁まで経ているものであり、「このような事実のみで虐待を疑うことなどできず」との被告恵庭市の主張は、事実と反する。

- (3) これらのことからすれば、カにおける、「一貫して虐待対応ということは全く念頭に置かれておらず」という主張は余りにも無理がある主張である。

仮に、一貫して虐待対応ということは全く念頭に置かれていなかったのであれば、それは、虐待の可能性を認識していなかったという意味ではなく、虐待の可能性を分かっているながら救うつもりは全くなかったという意味だと理解するしかない。

第4 「4 『平成29年2月末までの不作為ないし権限不行使』を根拠とする請求について」について

1 (1)について

ア 被告恵庭市は、「作為・権限行使をしないことが『著しく合理性を欠く』ときに限り、不作為・権限不行使が違法と評価され得るという理解が一般的」と整理する。

原告らは、「裁量権の逸脱・濫用にあたる場合」に限り不作為・権限不行使が違法と評価されると整理しているが、両者は言葉の問題に過ぎず、実質的な意味内容は殆ど変わらないように思われる。

イ もっとも、原告らは、虐待防止の重要性（障害者の人格の尊厳に直結）及び性質（絶対に防止されなければならない）からすれば、虐待認定に対する行政の裁量の幅は限定的なものであると理解すべきであると主張し（原告ら準備書面(2)「第4」第4項(2)エ〔29頁〕）、特に、厚労省マニュアルが、虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する旨を述べていることからすれば（甲24・24頁）、虐待を否定する方向での認定を行う裁量の幅は極めて限定的なものと解釈すべきだと主張している（同書面「第4」第4項(2)オ〔29頁〕）点は強調しておく。

2 (2) (1つめ) について

(1) アについて

ア 被告恵庭市は、育恵会のW副会長からの通報について、「要するに、『牧場の倒産に伴い障がい者らが居所を失うおそれがあるから確認して欲しい』という情報提供であるという以上の意味を見出すことはできず、虐待にかかわる要素も存在しないため、この連絡内容をもって『障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報』と解釈するのは、あまりに論理が飛躍している」と主張する。

しかし、原告らが従前から主張しているとおり、障害者虐待防止法が、障害者の虐待を発見した者に通報義務を課した（同法7条1項、16条1項、22条1項）趣旨は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること（同法1条）を踏まえ、障害者の虐待を絶対的に禁止した（同法3条）ことを担保することにある。

かかる趣旨からすると、同法にいう虐待の「通報」とは、通報者が形式的に「『通報』である」、と告げた連絡に限られるものではなく、その実質に即して判断されるべきものである。

そして、厚労省マニュアルも、「使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。」(甲24・143頁)とし、通報が「労働条件に対する苦情」の形式を取ることもあり得ることを記載しており、被告恵庭市の主張は妥当ではない(原告ら準備書面(2)「第4」第5項(2)ア(ア)[32頁])。

イ また、被告恵庭市は、「W氏の発言は獣医からの又聞きによるものであり、形式論理上も、W氏を『発見した者』とすることは、文理上、無理のある解釈であるともいえる。」と主張するが、原告ら準備書面(6)で指摘しているとおり、厚労省マニュアル(甲24)162頁に紹介されている事例は「ここ数日父親が酒浸りで、酔って大声を上げるため怖い、数日間夜も安心して眠れなくなった、」という相談を受けた近隣住民が民生委員に相談し、民生委員がさらに児童福祉担当部署に相談したというものであり、本人から近隣住民、そこから民生委員、さらにそこから児童福祉担当部署に話が行ったという又聞きのさらに又聞きの事例であり、この事例が通報の事例として挙げられていることからすれば、本件が通報とならないわけがない(原告ら準備書面(6)11~12頁)。

(2) イについて

さらに、被告恵庭市は、亡牧場経営者Xから「勝手にしろ」という発言があったとしても、「その言わんとするところは、牧場を廃止することになったのでこれまでどおり居住してもらうことは難しい、ということ」であり、そこに問題性はないとする。

しかし、これを障害者でない一般のいわゆる住み込みの労働契約に引き直

して考えた場合、使用者が「勝手にしろ」と発言し、その結果として労働者が離職や退去を余儀なくされた場合、これは通常は事実上の解雇または退職勧奨とみなされる。そして、牧場廃止を理由とする整理解雇であれば、①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③人選の妥当性、④手続の妥当性（十分な説明・協議）が厳格に判断される。

そして、「勝手にしろ」という突き放した表現について、後付けで「牧場廃止の説明だった」と主張しても、発言当時にその具体的理由（廃止の時期、退去の猶予期間、代替案など）が提示されていなければ、労働者に対する適切な説明義務を果たしたとは言えず、④手続の妥当性（十分な説明・協議）を欠く。

また、「勝手にしろ」という発言が「直ちに住居から出て行け」という趣旨を含んでいる、あるいは居住継続を著しく困難にする心理的圧迫であると判断されれば、労働者の生活基盤を脅かすものとして、人格権の侵害や不法行為（民法709条）に該当する余地がある。

このような発言について、問題が無いとする被告恵庭市の主張こそ理解し難いものである。

(3) ウについて

被告恵庭市は、「仮に、『足が凍傷になっている』との発言が虐待通報に該当するのであれば、経過や文脈を問わず障害者に関して僅かでもネガティブな要素を含む情報に接した場合は、すべからず虐待通報として取り扱わなければならないことになりかねない」とする。

これは、「足が凍傷になっている」との発言が僅かなネガティブ要素しか含んでいないという価値判断が前提となっているように思われる。

しかし、厚労省マニュアルにおいて、使用者による障害者虐待の類型「放棄・放置」の「① 必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為」の「【具体的な例】」として、「・

健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。」に該当すると明記されている（甲24・15頁）

「プレハブ小屋で冬期間を寝泊りしているのに、足が凍傷になっている」という状況は、単に寒すぎるという状況を超えて、健康被害が既に具体化している状況であって、典型的な虐待に該当するものである。

これをもって、僅かなネガティブ要素しか含んでいない発言であるという評価自体が誤っているものである。

3 (2) (2つめ) について

(1) アについて

ア 被告恵庭市の（イ）における要約は著しく不十分である。

平成29年2月8日の訪問時だけでも以下の事実が認められる（原告ら準備書面(2)「第2」第9項参照）。

イ この日のe-ふらっと作成の原告Cのフェイスシート上、「障がい福祉課からの情報」として、以下の記載がある。

「・本人用のプレハブ小屋に居住。風呂、トイレはなし。4畳半程度。掃除、洗濯は自分で行っているというが、部屋は乱雑で自分で掃除は出来ていない。」

「・廃棄する野菜や野草などを食べることもある」（甲17・15頁）。

ウ この日の話の内容として、e-ふらっとの記録上は、次のとおりである（甲17・17～20頁）。

(ア)「亡牧場経営者X氏から話をうかがう」

「【年金や経済的な部分】

・年金は、本人達の生活のために使っている。

(本人達名義の通帳があるかどうかの質問に対して)まあそう。

(どこの銀行の通帳かの質問に)詳しくは分からないが、妻が管理している。」（甲17・17頁）

(イ)「Bさん…パンフレットを渡す前後手の震えがみられた」

「Aさん…トレーナーと汚れたダウンベスト、ジャージ姿。左目をつぶっており、ぶつけた後にも見えたため本人に聞くが、『ずっと前から』と原因は分からず。左目はほとんど見えていないとのこと」

「Cさん…亡牧場経営者Xさんからの事前の話では、昼食の分として渡している弁当を朝食の直後に食べている。また、野草(どんぐりの実、ユリの根等)も拾って食べることがある。」(甲17・18頁)

(ウ)「Bさん……給料はもらってない。」(甲17・18頁)

(エ) Aさん「牛用の物というバリカンもあり、『じいちゃんが昨日髪切ってくれた』と話している。」(甲17・19頁)

(オ) Bさん「カーテンなどはなく、窓も薄いため夜は寒そうな印象である」
(甲17・20頁)

(カ) Cさん「印象的だったのは、絨毯ではなくゴザが敷かれており、窓際のところは土だらけだった。「本人に絨毯などは敷かないのか聞くと、滑るから敷かないとのことだった。また、一度おばあちゃんに頼んだことはあったけど買ってくれなかった(「ばあちゃんがきっと忘れたんだ」と、との話も。」(甲17・20頁)

(キ)「Aさん、Cさんの部屋は、蛍光灯2本直列に取り付けられるようになっているが、Aさんは入り口側のみ、Cさんは奥のベッド側のみのそれぞれ1本だけで、もう1本は外されている状況だった」(甲17・20頁)

エ この日の訪問について、甲主査は、調査委員会の聞き取りに対して、次のように述べている。

(ア)「eふらっとが障がい者3名に聞き取りを行ったのは記録にあるとおりで、困りごとや仕事、給料はBさんについては支給されていない」(乙C5・15頁4～5行目)。

(イ)「木の実をとって漬物のようにして食べたりする」(乙C5・15頁24行目)。

(ウ)「bさんがこの件について『それでも虐待の通報はできる』といったので、『何の根拠があってそのようなことが言えるのか?…』と強い口調で言ったのを覚えている。」(乙C5・15頁最下行～16頁2行目)

(エ)「2月8日はお金のことについて突っ込んで聞いているが、亡牧場経営者Xさんはややのりくらりといった感じてあった。」(乙C5・17頁甲主査第8発言)。

オ また、丙職員は、調査委員会の聞き取りに対して、次のように述べている。

(ア)「課としても、このまま牧場で過ごすよりも手帳を取得し本人たちにあったグループホームなどの生活の場を得るための支援は本人たちのためだと考えていたと思う。今後のお金が明確になるためにもグループホーム入所を考えていた。」(乙C6・6頁丙職員第1発言1～4行目)

(イ)「足がしもやけになっていると話した人はいたと思う。」(乙C6・6頁丙職員第4発言2～3行目)

(ウ)「ネグレクトについてはわからない。この環境そのものが放任といえはそうだろうし、3人とも同じ環境だったので、(亡牧場経営者X氏のことを)面倒を見ている障がい者をこのように扱っていいと思っている人なんだ、放置をしているというより、長年このような扱いをしてきた人なんだと思った。」(乙C6・6頁丙職員第4発言7～11行目)

(エ)「客観的な状況だけでは虐待は疑われるのではないかと思う。」(乙C6・8頁丙職員第1発言)

カ e-ふらっとの記録上も、「帰りに、障がい福祉課と今後の方向性を確

認」とある（甲17・20頁）ほか、意見交換がなされていたからこそ、「bさんがこの件について『それでも虐待の通報はできる』といったので、『何の根拠があってそのようなことが言えるのか？…』と強い口調で言ったのを覚えている。」（乙C5・15頁最下行～16頁2行目）ということになるのであり、甲主査、丙職員のその他の発言も勘案すると、e-ふらっとの記録と概ね同様の内容が、被告恵庭市との間でも共有されていたことが認められる。

(2) イについて

ア (イ) ①について

被告恵庭市の「被告恵庭市障がい福祉課担当職員に虐待を前提とした対応を求めることにはいかにも無理がある。」との主張が妥当でないことは、これまで述べてきたとおりである。

イ (イ) ②について

対外的に人懐こい様子でも虐待を受けている場合は往々にしてあり得ることであり、被告恵庭市の主張には理由がない。また、そもそも、厚労省マニュアルも、恵庭市マニュアルも、「障害者本人の『自覚』は問わない」と明記しているところである（甲24・25頁、乙C2・7頁）。

ウ (イ) ③及び④について

(ア) 平成28年12月27日の訪問時の恵庭市職員の所感として、

「担当者所感

亡牧場経営者X氏の話は当初の相談と変容している。詳細は不明であるが、現状から新しく畑作への転換は困難ではないかと思われるが、亡牧場経営者X氏の態度は頑なであった。

3人の障害者の年金の管理についても不明な状況であり、今後の確認を要する。」（乙C16）

との記載がある。

(イ) また、平成29年1月26日の乙主査の発言として、「本人たちの状況としては、母屋ではなくプレハブに住まわされているなど劣悪な環境で、さらに年金などの金銭的搾取も疑われるため、市としては早めに介入していきたいと考えている。」という発言も記録に残っている(甲17・8頁)。

(ウ) これらの事実からすると、被告恵庭市のいう、「X牧場との関係性において経済的虐待を想定することができなかったこと」「X牧場側も被告恵庭市の訪問等に協力的な態度を示していたこと」との主張は事実には反することは明らかである。

エ (イ) ⑤について

(ア) 養護者虐待の場合、障害者虐待防止法11条に基づく市町村には立入調査権が与えられている。この立入調査を正当な理由無く拒否したり、質問に対して答弁をしなかった場合、30万円以下の罰金に処せられる(障害者虐待防止法46条)。

したがって、本件におけるX牧場関係者を養護者と位置づける被告恵庭市の立場に立てば、被告恵庭市には、罰金による間接強制のもとで、調査を行う権限も与えられていた。

(イ) そして、同法11条は、「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき」に立入調査を認めており、ここで言う「重大な危険が生じているおそれ」とは、同法9条2項(分離保護)の場合のそれよりは緩やかに認められると一般的に理解されている。

本件においては、厚労省マニュアルによれば、「最重度」のリスクの「身体的虐待」として、「法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている」こと、「経済的虐待」として、「本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている」こと及び「最低賃金以下で働かされている」こと、「重度」のリスクの「ネグレクト」

として、「著しい体重の増減がある」、「偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある」こと、「経済的虐待」として、「本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている」が、それぞれ存在する。

リスク最重度の身体的虐待に該当する事実及びリスク重度のネグレクトに該当する事実の存在は、障害者虐待防止法11条の「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき」に該当すると認められる。

また、リスク最重度及び重度の経済的虐待に該当する事実からも、そのような行為が行われている環境に身を置かれているという意味で、立入調査を行う程度に「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ」が認められる。

(ウ) よって、調査権限がないとする主張は誤りである。

第5 「5 『知的障害者福祉法上の職親制度を適用しなかった権限不行使』を根拠とする請求について」について

この主張については、原告ら準備書面(5)で述べたとおりであるが、被告恵庭市は、育恵会を通じて、原告らの存在を把握しており、X牧場関係者その他事業者を職親として委託する契機は十分に存在したことは、改めて指摘しておく。

第6 「6 『X牧場関係者による強制労働等への加担』を根拠とする請求について」

1 被告恵庭市は、「①原告らが憲法18条が禁じる奴隷的拘束を受け、労働基準法5条が禁じる強制労働をさせられてきた、②そのことに被告恵庭市が加担してきた」という「請求根拠は、他の請求根拠に比しても最も理解しがたいもの

である。」とする。

原告らとしては、ある意味では、この請求が、他の請求根拠に比して、最も理解しやすいものだと考えているので、改めて説明する。

2 ①原告らが憲法18条が禁じる奴隷的拘束を受け、労働基準法5条が禁じる強制労働をさせられてきたこと

(1) 憲法18条

ア 憲法18条は、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」と定め、人間の尊厳に反する非人道的な自由の拘束の廃絶を謳っている。

人身の自由の保障がなければ自由権そのものが存在し得ないので、これは人権保障の基本ともいべき条項である。

イ ここに、「奴隷的拘束」とは、自由な人格者であることと両立しない程度の身体の自由の拘束状態、「その意に反する苦役」とは、広く本人の意思に反して強制される労役をいう。

ウ 憲法18条は、私人間にも直接効力を有する（以上につき、芦部「憲法（第8版）」264～265頁）。

(2) 労働基準法5条

ア 労働基準法5条は、憲法18条の趣旨に則り、「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。」として、強制労働の禁止を定めている。

イ 同条の「脅迫」とは、労働者に恐怖心を生ぜしめる目的で本人又はその親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対して脅迫者自ら又は第三者の手によって害を加うべきことを通告することをいうが、必ずしも積極的言動によって示す必要はなく、暗示する程度で足りる（厚生労働省労働基準局編「令和3年版労働基準法 上」91頁）。

ウ また、同条の「その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段」とは、精神の作用または身体の行動が何らかのかたちで妨げられる状態を生じさせる方法をいう。

そして、「不当」とは、本条の目的に照らし、かつ、個々の場合において、具体的にその諸条件をも考慮し、社会通念上是認し難き程度の手段の意であり、したがって、必ずしも「不法」なもののみに限られない。

例えば、ある制度をめぐる種々の具体的条件からしてそれが労働者の意思に反して労働することを強制し得る程度に労働者の意思を拘束するような態様を帯びていれば、不当な拘束手段に該当するというべきである（厚生労働省労働基準局編「令和3年版労働基準法 上」92頁）。

(3) あてはめ

本件では、原告らが牧場に住み込むようになったのは、親元を離れ、入所施設を退所した後の10代のころであり、知的障害の有無に関わらず、単独で生きていくのは困難な状況であった。

原告Aは、そのまま約45年間X牧場で住み込みを続けることになるし、原告Bと原告Cは千歳市内の他の牧場からX牧場に移ることになったが、知的障害を持ち、社会経験もなく、牧場住み込みの生活しか知らなかった原告らにとって、事実上他の選択肢は存在しなかった。

その中で、生きていくための他の選択肢を持たない（知らない）原告らにとっては、X牧場に住み続けることのみが生き続ける途であり、X牧場に住み続けるためには、被告牧場経営者Zらの命令通り働くしかなかった。

そして、実際にX牧場の運営は被告牧場経営者Zらの指示命令のもと原告らが担っていた。X牧場において他に雇用していた従業員は存在せず、原告らの労務提供無しに牧場の運営が出来る状況ではなく、原告らが稼働することが当然の前提となっており、被告牧場経営者Zらにしても、原告らが労務を提供することを条件に原告らに衣食住を提供していたことは明らかであ

る。

(4) 結論

そうすると、原告らは、亡牧場経営者X、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yらから「働かないとX牧場を追い出されてしまい生きていけなくなる」という、生命に関する危害についての暗示による「脅迫」か、少なくとも、精神の作用が妨げられる状態を生じさせる「精神の自由を不当に拘束する手段」により、その意思に反して労働を強制されていたものであり、憲法18条及び労働基準法5条に違反する強制労働が強いられていたと言える。

3 ②そのことに被告恵庭市が加担してきたこと

(1) 被告恵庭市が主張する事実

ア 被告恵庭市は、亡牧場経営者Xらを「いわゆる里親または養護者として認識している」としたうえで(被告恵庭市準備書面(3)「第2」第3項(1)[4頁])、「里親とは、知的障害児福祉施設を退所する年齢になった知的障害児の生活の場を提供するため受け入れ、家業を手伝わせる者をいう。雇用者ではなく養護者として存在しており、知的障がい者の衣食住の面倒を見るほか、日中は家業を手伝わせることにより社会参加を実現させていたもの」(被告恵庭市答弁書「第2」第2項(3)ア[3頁])としている。

この点、被告恵庭市の調査報告書上も「生活の面倒をみて家業を手伝わせていた。」「事業主は広く「里親」「職親」「親方」などと呼ばれていた」としている(乙C19・9頁注4)。

他方、被告恵庭市は、「原告らは、何らかの労働力を提供していたかもしれないが、それをもって労働契約が成立した「労働者」であるとするのは誤りである。」(被告恵庭市答弁書「第2」第6項(2)ア[9頁])とし、また、「原告らはある程度の労働力を有しているが、牧場主との関係性は雇用を中心として構成された関係ではなく、生活を中心に構成されたものであり、…(中略)…原告らは「労働者」ではなく、里親である亡牧場

経営者X及び被告牧場経営者Yも同法の「使用者」に該当しない。」(被告恵庭市答弁書「第3」第3項(4)[26頁])としている。

イ これらの被告恵庭市の主張や証拠からすると、被告恵庭市は、亡牧場経営者X、被告牧場経営者Z及び被告牧場経営者Yらと原告らの関係について、「日中は家業を手伝わせる」、「原告らは、何らかの労働力を提供していたかもしれない」、「原告らはある程度の労働力を有している」「家業を手伝わせていた。」「事業主は広く「里親」「職親」「親方」などと呼ばれていた」としており、一定の稼働をさせていたことを前提としている。

そして、そのうえで、「雇用者ではなく養護者として存在しており」、「労働契約が成立した「労働者」であるとするのは誤り」、「牧場主との関係性は雇用を中心として構成された関係ではなく、生活を中心に構成されたもの」などとし、雇用関係にはなく、賃金(労働の対価)の支払いがなされていないことも前提としている。

(2) 被告恵庭市の主張する事実の評価

ア 前記(1)の事実からすると、被告恵庭市は、自らとほぼ一体化しているか少なくとも実質的に事務局機能を果たしている育恵会の会長である亡牧場経営者XのX牧場が、原告らを働かせていることも、これに対する賃金を支払っていないことも認識しながら、これを見逃し、放置していたことになる。

イ そして、被告恵庭市の行為は、単なる見逃しや放置ではない。

被告恵庭市は、亡牧場経営者Xのこういった行為を認識しながら、同人が会長を務める育恵会について、その運営に深く関与しほぼ一体化していたか、少なくとも実質的に事務局としての役割を果たしていたのであるから、亡牧場経営者X、被告牧場経営者Y及び被告牧場経営者ZらX牧場関係者の行為を黙認し、さらには後押ししていたと評価されるものであり、その責任は極めて重大である。

ウ 被告恵庭市は、マジックワードのように、「いわば里親」という単語を多用するが、養子縁組をしていない以上、成人した自然人が他の自然人の子どもになるわけがない。

被告恵庭市の、育恵会への関与を通じた亡牧場経営者XらX牧場関係者と原告らへの対応は、いわば原告らを行政公認の奴隷として扱うものであり、その違法性は明白かつ重大なものであって、被告恵庭市は国家賠償法1条1条の責任を免れない。

以上